

令和３年３月３０日

財政課入札管理係

町建設関連業務に係る最低制限価格の算定方法の変更について（お知らせ）

当町においては、適正価格での契約の推進を図ることを目的として、令和３年３月２６日付けで「山田町建設関連業務最低制限価格制度実施要領（平成２３年４月１日付け企財第１６号）の一部改正を行いました。

これにより、町建設関連業務に係る最低制限価格の算定方法が、別紙のとおり変更になりましたので、お知らせします。

なお、変更後の当該算定方法については、令和３年４月１日以降に指名通知する業務等について適用することとなりますので、ご注意願います。

別紙

最低制限価格の算定方法（変更後）

最低制限価格は、対象業務の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内（測量業務にあつては、10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内、地質調査業務にあつては、3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内）とするものとし、業種区分ごとの算定方法は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 測量業務 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.48
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務 直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務 直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48
- (4) 地質調査業務 直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.48
- (5) 補償関係コンサルタント業務 直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.45

また、特に必要と認められるときは、最低制限価格を対象業務の予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内（測量業務にあつては、10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内、地質調査業務にあつては、3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内）で定めることがあります。

なお、入札価格が最低制限価格を下回った場合は、失格となりますのでご注意ください。

※太字アンダーライン部分が、変更箇所となります。